

平成25年 2月13日開催

石狩市教育委員会会議（2月定例会）資料

<議案>

- 1 石狩市奨学金支給条例施行規則の一部改正について・・・P1～P2
- 2 平成25年度教育行政執行方針について（非公開）
- 4 平成25年度主要施策の概要について（非公開）

<報告事項>

- 1 平成24年度いじめ実態把握調査結果について・・・P10
- 2 体罰に係る実態把握について（別冊）
- 3 平成24年度花川南小学校における「あい風寺子屋教室」実施状況
について・・・P11

議案第1号

石狩市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案

平成25年2月13日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌田英暢

石狩市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市奨学金支給条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(奨学生の願書)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による願書は、奨学生願書（別記第1号様式。以下「願書」という。）によるものとし、これには次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 合格通知書の写し（上級学校進学者に限る。）</p> <p><u>2 前年度に引き続いて奨学生になることを志願する者（以下「志願者」という。）は、前項第2号に掲げる証明書の添付を省略することができる。</u></p> <p><u>3 第1項第1号の校長とは、志願者が在学する学校又は在学した学校の校長をいう。</u></p> <p><u>4 前項の「在学する学校又は在学した学校」とは、志願者が現に在学する場合は当該学校をいい、志願者が現に在学していない場合は、最近在学した学校をいう。（以下同様とする。）</u></p>	<p>(奨学生の願書)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による願書は、奨学生願書（別記第1号様式。以下「願書」という。）によるものとし、これには次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、教育委員会が特に認める場合は、当該書類の一部について添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 合格通知書<u>又は</u>在学証明書の写し（上級学校進学者に限る。）</p> <p><u>(5) 条例第2条第2号に規定する条件に該当することを証するもの</u></p> <p><u>2 第1項第1号の校長とは、奨学生になることを志願する者（以下「志願者」という。）が在学する学校又は</u>在学した学校<u>（志願者が現に在学する場合は当該学校（志願者のうち上級学校進学者が奨学生の願書を提出する場合にあっては、当該上級学校を除いて最近在学した学校）をいい、志願者が現に在学していない場合は最近在学した学校をいう。）の校長をいう。</u></p>

5 略

(届出の方法)

第18条 奨学生が、条例第8条第2項の規定に基づく届出をするときは、その事由が生じた日から10日以内に別記第7号様式から別記第11号様式により、身元保証人との連名をもって在学する、又は在学した学校長を経由するものとする。ただし、本人が疾病又は死亡などのため届け出ることができないときは、身元保証人から届け出るものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

3 (改正前第5項と同じ。)

(届出の方法)

第18条 奨学生が、条例第8条第2項の規定に基づく届出をするときは、その事由が生じた日から10日以内に別記第7号様式から別記第11号様式により、身元保証人との連名をもって在学する学校又は在学した学校の校長を経由するものとする。ただし、本人が疾病又は死亡などのため届け出ることができないときは、身元保証人から届け出るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

< 報告事項 1 >

平成24年度 いじめ実態把握調査結果について

1. いじめ把握のためのアンケート調査

- (1) 4月から11月アンケート実施日まで、いじめられたことがあると答えた児童生徒数
310人（小学校254人、中学校56人） ※8月アンケート実施時387人（小学校331人、中学校56人）

●学年別内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	小計	合計
11月	46	45	41	41	32	49	254	29	16	11	56	310

●いじめの内容（重複あり）

ア 仲間はずれや無視をされる	109件
イ たたいたり、けられたりする	99件
ウ 持ち物をかくされたり、いたずらされる	59件
エ 悪口をいわれる	187件
オ 傷つく内容がメールだったり、インターネットに書き込まれたりする	6件
カ その他	36件

計 496 件

- (2) いじめの内容における「その他」記載

- ①小学校31件（名前をわざと変な発音で言われた、馬鹿にされた、謝ってくれない、陰口を言われる、落書きされた、押ししたり肩をわざとぶつけてくる・・・など）
②中学校5件（嫌なことを無理やりやらされる、上靴にしつこくいたずらされる、嫌なことをさせられる ※内容記載なし2）

2. いじめ問題への対応状況調査

- (1) 学校がいじめと認知した件数（4月～12月まで）

63件（小学校26件、中学校37件） ※8月確認時46件（小学校13件、中学校33件）

●学年別内訳

小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	小計	合計
3	5	1	1	7	9	26	19	9	9	37	63

●いじめの内容（重複あり）

①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	38件
②仲間外れ、集団による無視をされる	6件
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	13件
④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	6件
⑤金品をたかられる	0件
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	5件
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	2件
⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる	3件
⑨その他	6件

計 79 件

- (2) 学校が認知したいじめの現在の状況

・ 解消	56件
・ 一定の解消が図られたが継続支援中	5件
・ 解消に向けて取組中	2件

<報告事項3>

平成24年度 花川南小学校における「あい風寺子屋教室」実施状況（1月末） について

1 あい風寺子屋教室

- (1) 対 象 1～3年生
 (2) 期間・実施日 5月～（実施回数 35回） 毎週月・金の放課後
 (3) 参加児童数 1,672人（1回当たり47人）
 (4) 新たなメニュー
 ・「英語であそび」・「提灯づくり」・「よさこい」・「年中行事 七夕・お月見」
 ・「リズムあそび」・「囲碁と将棋」・「生け花」 など

2 （新）あい風寺子屋教室サタデー

- (1) 対 象 4～6年生
 (2) 実施日 月一回土曜日（午前9時から正午）
 (3) 内 容 学習（読書、国語・算数のプリント学習）1.5時間、
 体験活動1.5時間

No	実施日	内 容	指導者等（人数）	参加児童数
1	6/16（土）	学習・長縄跳び、卓球など	退職教員（1）	4人
2	7/21（土）	学習・サイエンス☆実験教室	退職教員（1） 北大名誉教授（1）	9人
3	9/29（土）	学習・勾玉づくり	退職教員（1） 砂丘の風資料館ボランティア（2）	9人
4	10/27（土）	学習・十三夜 調理実習	退職教員（1） 地域食堂さずな（2）	13人
5	12/8（土）	学習・コーディネーション運動	退職教員（2） あいぼーとインストラクター（1）	6人
6	1/26（土）	学習・外遊び	退職教員（1） THE セツメント（藤女子大学生） （3）	4人
			合 計	45人
			平 均	8人

3 （新）あい風寺子屋教室サマー・ウインター

- (1) 対象・内容
 1～3年生（低学年）体験活動 2時間
 4～6年生（高学年）学習（読書、国語・算数のプリント学習）1.5時間、
 体験活動1.5時間

No	実施日	学 年	内 容	指導者等（人数）	参加児童数
1	7/30（月） 9:30～11:30	低	T ボール（キャッチボール、試合）	石狩ソフトボール協会（3）	26人
2	8/17（金） 9:00～正午	高	学習・カラーリング	退職教員（2） スポーツ健康課（2）	7人
3	12/27（木） 9:00～正午	高	学習・カラーリング	退職教員（2） スポーツ健康課（2）	6人

広げよう！交流の輪

第25回

公民館まつり

2013

3月16日(土) 10:00~16:00

17日(日) 10:00~15:00

公民館を利用して活動している団体・サークルが、日頃の成果を発表します。楽しい企画がいっぱいです。ぜひ、お気軽にお越しください。きっと、あなたも「やってみたい何か」に出会えることでしょう。

みんな、おいでよ！



- ☆手づくり市
- ☆展示コーナー
- ☆音楽・演武
- ☆体験コーナー
- ☆お食事処
- ☆喫茶ルーム

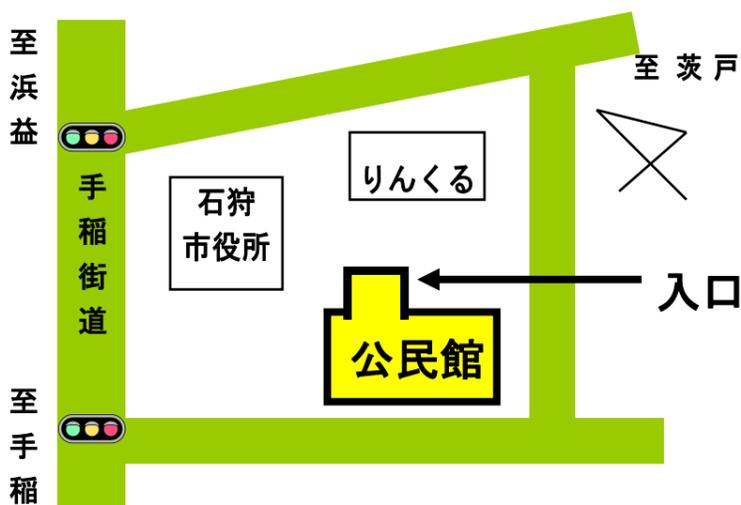
詳しくは裏面をご覧ください



【会場】

石狩市公民館

石狩市花川北6条1丁目42番地



主催：石狩市公民館
主管：石狩市公民館まつり実行委員会
問合せ先：電話 0133-74-2249

参加サークルと発表内容

集い、学ぶ楽しさが伝わってきます

手づくり市

原価でお分けします！

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| サークルスタディ（リース、織物ほか） | 伝承あそびボランティアおてだま（手づくりおもちゃ） |
| はまえんどう（パッチワーク） | 石狩消費者協会小物グループ（布小物、袋、アクセサリ） |
| 咲きおり会（裂き織り作品） | 草木染サークルふきのとう（草木染め作品） |
| 手編みサークル（手編み作品） | 土筆（陶芸作品） |
| いしかり農産物加工グループ連絡協議会（加工食品など） | |

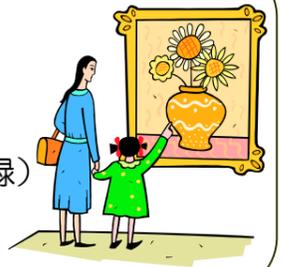
体験もできます！

- ☆リサイクルであそび道具づくり ☆手づくりじゅうたん ☆裂き織り



展示

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 石狩写真クラブ | 石狩文芸同好会（短歌・俳句） |
| 楽陶会（陶芸作品） | 石狩アララギ短歌会 |
| 日本棋院石狩支部（囲碁体験） | サークル木曜会（絵画） |
| 手づくりじゅうたんサークル | 石狩市郷土研究会（郷土資料） |
| 石狩手づくり食品の会（活動記録） | 石狩浜夢の木プロジェクト（自然観察等の活動記録） |
| おやふる工房（活動記録） | NPO法人石狩国際交流協会（活動PR） |
| | いしかり市民カレッジ（活動PR） |



ステージ

3月16日（土）



3月17日（日）

① 10:20~10:45

歌の翼 <合唱・トーンチャイム>

曲目 「あすという日が」「あしたへのノート」
「コンドルは飛んで行く」
「Sunrise Sunset」他

② 13:30~14:00

石狩大谷子供劇団 碧い海

歌と踊りとPR
「猫の島のおともだち」

③ 14:00~14:20

石狩エンジェル・クリア少年少女合唱団

曲目 合唱組曲「くるみ割り人形」より
行進曲・雪のワルツ・アラビアの歌・終曲
「この星に生まれて」他

① 10:30~11:00

アルバ・コラーレ

曲目 「鐘の鳴る丘」「若葉」「蘇州夜曲」
「ちょっといいでしよういしかり」他

② 14:00~14:30

少林寺拳法石狩北クラブ

子どもたちが少林寺拳法の演武等を披露します。



うたごえ喫茶

アルバ・コラーレ

16日（土） 11:00~13:00

17日（日） 11:00~12:00

みんなで一緒に楽しく唄いましょう！

曲目は、リクエストにお応えします。

※リサイクルバザー品もあります

メニュー

飲み物 50円、パン 110円~300円で提供



お食事



食事時間 11:00~14:00（16日・17日）食券販売は11時~

おやふる工房

石狩手づくり食品の会

石狩のおいしい食材を使った手づくりメニューがもりだくさんです！

- 小豆入り玄米御飯+味噌汁
（セットで 200円）
- ゴボウカレー 350円
- てんこ豆赤飯 160円
- ゴボウ入りコロッケ(2個入) 170円
- 塩コウジ 230円
- 醤油コウジ 230円

いしかり手打ちそば同好会

おいしいおそばをどうぞ！

- かけそば 400円
- もりそば 400円
- お持ち帰り用の生そば
2人前 500円

体験もできます！

☆そばの手打ち体験 11:00~
(5人分のそば) 1500円



喫茶

疲れたときは、ひとやすみ。

2階 国際交流協会へどうぞ！！

- 中国茶 50円
- フェアトレード・チョコレート
秋冬だけの限定販売各種提供

海外雑貨のみの市もあります。



※ 数に限りがありますので、ご了承下さい。



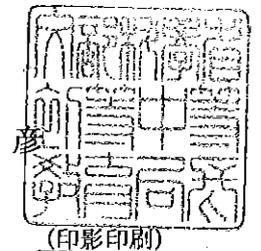
24文科初第1073号

平成25年1月23日

各都道府県教育委員会教育長
各政令指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

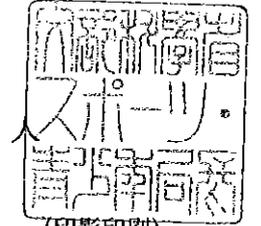
布 村 幸



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

久 保 公



(印影印刷)

体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について (依頼)

昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。

体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。平成19年2月5日初等中等教育局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(18文科第1019号)においても示しているとおり、校長及び教員(以下「教員等」という。)は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与える懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)である体罰を行ってはなりません。

また、教員等は部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持たなければなりません。

貴職におかれましても、この問題の重要性を改めて認識し、都道府県・指定都市

教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、体罰禁止の趣旨を周知徹底し、各学校の教員等の意識向上が図られるよう指導するとともに、体罰を行った教員等については厳正な対応をお願いします。

あわせて、教員等と児童生徒、保護者の信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備するようお願いします。

また、体罰の実態について主体的に把握し、別紙のとおり文部科学省に対して報告していただきますようお願いします。

【担当】

(児童生徒の体罰に関する考え方について)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話 03 (5253) 4111 (内線 3208)

F A X 03 (6734) 3735

E-MAIL s-sidou@mext.go.jp

(教職員の服務について)

初等中等教育局初等中等教育企画課
教育公務員係

電 話 03 (5253) 4111 (内線4675)

F A X 03 (6734) 3731

E-MAIL syoto@mext.go.jp

(運動部活動について)

スポーツ・青少年局体育参事官付
事業係

電 話 03 (5253) 4111 (内線2649)

F A X 03 (6734) 3790

E-MAIL taiikuss@mext.go.jp

体罰の実態把握にかかる報告要項

1. 趣旨

児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るもの。

2. 実態把握及び報告の内容等

体罰の実態等を把握し、体罰の発生件数等について報告すること。この際、教職員のみならず児童生徒や保護者への調査もあわせて行う、必要に応じて、個人情報の取扱いに配慮しつつ外部の第三者に参画いただくなど、正確に実態を把握するための手法を工夫すること。

なお、児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方については、平成19年2月5日初等中等教育局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科第1019号）によること。

3. 実態把握の対象範囲

国公立の小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校

4. 報告期日及び報告項目

報告期日	報告項目
1. 第1次報告 報告期限：平成25年 2月28日（木）	体罰の状況等 （平成24年4月から平成25年1月までに発生したもの） ※ 懲戒処分等については公立学校のみ報告すること。 ※ 具体の報告項目は報告様式1によること。
2. 第2次報告 報告期限：平成25年 4月30日（火）	体罰の状況等 （今回新たに実施した調査の結果把握したもの） ※ 懲戒処分等については公立学校のみ報告すること。 ※ 具体の報告項目は報告様式2によること。

※「今回新たに実施した調査」には、平成25年1月以降、当該通知に先行して、各都道府県等において主体的に実施したものを含む。

※ 第2次報告における「今回新たに実施した調査の結果把握したもの」については、報告すべき事案の対象期間を、平成24年度に発生したものとする。なお、新たに実施した調査の結果、第1次報告の報告期限までに把握したものがある場合も、第2次報告において報告するものとする。

5. 調査手順

- (1) 各都道府県教育委員会においては、都道府県所管の学校及び域内の市区町村（政令指定都市を除く）所管の学校について、実態を把握し、報告様式に沿って文部科学省に報告。
- (2) 各政令指定都市教育委員会、各市区町村教育委員会、附属学校を置く各国立大学法人、各都道府県私立学校主管課においては、所管の学校について、実態を把握し、報告様式に沿って文部科学省に報告。

6. 結果の公表の方法

この調査の結果は、全国集計を取りまとめ、公表する予定である。なお、都道府県・政令指定都市別の集計結果の公表の可能性もある。

7. 資料の扱い

提出された資料に対し開示請求があった場合の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）等に基づき処理する。

8. 提出方法及び提出先

(1) 提出方法 以下の提出先へ E-mail による提出（添書不要）

(2) 提出先 メールアドレス kdmanzen@mext.go.jp

その際、件名は「【第1次／第2次】体罰の実態把握結果報告（都道府県・政令指定都市・国立大学法人名）」としてください。